

さいたま市告示第808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤオコー大宮盆栽町店

所 在 地 さいたま市北区盆栽町485-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 エムエル・エステート株式会社

代 表 者 代表取締役社長 松井 雅人

住 所 東京都港区虎ノ門二丁目2番3号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(変更後) 東京都港区虎ノ門二丁目2番3号

(4) 変更の年月日

令和8年2月9日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の住所を変更した為

2 届出年月日

令和8年4月16日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年5月11日から令和8年9月11日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129901.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 > 令和8年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和8年5月11日から令和8年9月11日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944